

第80回国民スポーツ大会五戸町売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会五戸町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、本町で開催される青の煌めきあおもり国スポ(以下「あおもり国スポ」という。)において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者(以下「大会参加者」という。)並びに一般観覧者の便宜を図るため、青の煌めきあおもり国スポ五戸町実行委員会(以下「町実行委員会」という。)が売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技会場に設置する。

3 設置期間

競技会の開催期間中とする。ただし、町実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができるものとする。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、町実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができるものとする。

5 出店数、出店位置及び出店規模

出店数及び出店位置は競技会場の規模等の実情を踏まえ、町実行委員会が決定する。
出店規模は、1店舗あたり1区画約 20 m²とする。ただし、町実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポのロゴ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

五戸町又は青森県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工物、水産加工物、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物(アルコール飲料(第17 禁止事項(5)に規定)を除く。)

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により、衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理(加熱する、かける、はさむ、注ぎ分ける等)をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他、町実行委員会が特に必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、次の(1)及び(2)を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 申請書の提出時点において、五戸町内又は青森県内に店舗を有し、1年以上営業を継続していること。

イ 移動販売車については、青森県内の保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者

ウ 競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ 競技団体等の推薦があり、町実行委員会が認めた者

オ その他特段の理由により町実行委員会が認めた者

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 営業店舗が法令等に違反して、過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていないこと。

エ 調理従事者については、出店1カ月以内に検便検査を実施し、その結果を町実行委員会へ提出すること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス(抗体検査)とする。

オ 申請書提出日時点において、町税(五戸町が賦課徴収するものに限る。)、法人税(個人の場合は所得税)並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 五戸町暴力団排除条例(平成23年9月15日条例第15号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。また、暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

8 飲食物出店者条件

飲食物販売の出店者については、次の条件も満たさなければならない。

- (1) 申請書の提出時において、過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、出店区画前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (3) 調理従事者については、出店1カ月以内に検便検査を実施し、その結果を町実行委員会へ提出すること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス(抗体検査)とする。
- (4) 手指消毒液を設置すること。
- (5) 早期飲食等を促す表示をすること。
- (6) 売店許可決定通知書(様式第5号)を受領後、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証の写しを町実行委員会へ提出しなければならない。

9 運営設備等

- (1) 売店出店に伴う1区画あたりの町実行委員会が準備する設備等は次のとおりとする。その他必要な設備等(発電機、給排水設備等)については、出店者が準備するものとする。ただし、移動販売車による出店の場合、町実行委員会は準備を行わない。なお、町実行委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
 - ア テント(2間×3間 約 20 m²)1張(横幕を含む。)
 - イ 長机 6台以内
 - ウ 椅子 4脚以内
- (2) 町実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危機物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならない。

10 出店申請

出店希望者は町実行委員会が定める期日までに、以下の書類を町実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書(様式第1号)
- (2) 売店出店概要書(様式第2号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書(様式第3号)
- (4) 誓約書兼承諾書(様式第4号)
- (5) その他実行委員会が適当と認める書類

11 経費の負担

売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

12 出店者の選定

(1) 町実行委員会は、出店の申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮したうえで出店者を選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。

ア 五戸町内の事業者等

イ 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合、社会福祉施設又は社会福祉法人等の団体

ウ その他、町実行委員会が適当と認める者

(2) 前号の規定による選定が困難な場合は、抽選により選定する。

13 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

町実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書(様式第5号)及び売店出店許可証(様式第6号)を交付する。

14 保健所及び消防署への手続き

(1) 保健所

飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店許可決定通知書(様式第5号)を受領後、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証の写しを町実行委員会へ提出しなければならない。

(2) 消防署

露店等の開設の届出は、出店者として選定したもののうち、町実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する旨の申告があったものについて、町実行委員会が取りまとめて行うものとする。

15 売店監督員

(1) 町実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ五戸町実施本部(以下「実施本部」という。)の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

16 売店責任者

(1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。また、売店責任者に変更があったときは、直ちに町実行委員会に報告しなければならない。

(2) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

(3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の

指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供を行うこと。ただし、試飲を含む無償提供をせず、町実行委員会が郷土物産品として認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供を行うこと。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 町実行委員会の許可を受けていない、火気及び燃料等危険物の使用、会場や施設の付帯設備(電源等)を使用すること。
- (10) その他あおり国スポ運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

18 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したゴミは毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、町実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、町実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、町実行委員会が別途交付する AD カードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切・丁寧な対応を心がけること。
- (9) 調理等に必要な電気・ガス・水については、各自で用意すること。
- (10) 町実行委員会が認めた火気を使用する売店にあつては、消火器を設置し防災対策を講ずること。
- (11) 飲食物の販売にあつては、売店区画前にゴミ箱を設置し、容器、空き瓶、空き缶食べ

残し等を分別回収する方法をとること。

- (12) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること。
- (13) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (14) 天候悪化等の事情により、町実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (15) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合は、直ちに町実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。
- (16) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、町実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (17) 町実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても町実行委員会は一切の責任を追わないものとする。

20 事故等発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は直ちに初期対応にあたるとともに、売店監督員に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に連絡し、その指示に従うこと。

21 許可の取消し

町実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可取消通知書(様式第7号)により売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるものとする。

なお、この場合において出店者は、町実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により売店出店許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があつたとき。
- (4) その他、町実行委員会が不相当と認めたとき。

22 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を町実行委員会に請求することはできない。

- (2) 出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等、町実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を町実行委員会に請求することはできない。

24 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、町実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

25 その他

- (1) 本町で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。